

大田市公共料金に関する審議会 次第

日 時 令和 6 年 1 月 25 日(木) 13 : 30 開会
場 所 大田市役所 2 階第 1 会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

1) 大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例に定める手数料について

2) その他

4. 閉 会

大田市公共料金に関する審議会 委員名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	公立大学法人島根県立大学	村山 誠	
2	大田商工会議所	藤原 明美	
3	銀の道商工会	佐野 史朗	
4	社会福祉法人大田市社会福祉協議会	井戸 知子	
5	大田市青年協議会	渡邊 徹	
6	大田市自治会連合会	和田 徹	
7	島根県農業協同組合石見銀山地区本部	高橋 恒子	
8	温泉津女子会	渡利 章香	
9	仁摩女	浅原 ひろみ	
10	大田友の会	南良原 悦子	

事務局

環境生活部長	藤原 和弘	
環境政策課長	山本 幸夫	
環境政策課 課長補佐	藤山 誠一	
環境政策課 環境保全係長	中原 崇之	
環境政策課 衛生処理場長	坂野 孝明	
環境政策課 衛生処理場 場長補佐	橘 博之	
環境政策課 衛生処理場 業務第1係長	藤原 孝則	
環境政策課 衛生処理場 業務第2係長	波多野 博紀	

不燃粗大ごみの状況

年度	チケット販売数	搬入量	1チケット当たりの搬入量	1kg当たりの処理費用	1チケット当たりの処理費用	チケット額	1チケット当たりの負担割合
令和3年度	141枚	2,040kg	14kg	79.124円	1,108円	524円	47.29%
令和4年度	124枚	1,560kg	13kg	86.464円	1,124円	524円	46.62%
計	265枚	3,600kg	14kg	82.659円	1,157円	524円	45.29%

※チケット販売数＝使用枚数とはならないが、イコールとして試算する。（年度跨りもあるが、いずれかで使用されていると想定）

考え方は、他の廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ）と同様に、「5割負担」とする。（※不燃粗大ごみは家庭系しか取り扱わないため）

不燃粗大ごみ処理手数料の新価格（案）について

	1チケット当たりの処理費用	負担割合	負担額
家庭系	1,157円	50%	578円



既に『50%』程度の負担割合のため『据置き』とする

し尿収集運搬手数料の改定（案）について

科 目	収 集 運 搬 経 費 (1ヶ月あたり)			内 訳 等
	現 行	改定 (案)	差引 (現行との差)	
人件費 ①	1,249,649円	1,366,145円	116,496円	給与、賞与、社保料 等
物件費 ②	450,774円	431,809円	△ 18,965円	車両管理費、燃料費 等
諸経費 ③	263,521円	246,348円	△ 17,173円	事務費、光熱水費 等
計 ④	1,963,944円	2,044,302円	80,358円	①+②+③
稼働台数 (一ヶ月) ⑤	80台	75台	△ 5台	20日間
1台あたりの運搬費用 ⑥	24,549円	27,257円	2,708円	④÷⑤
18ℓあたりの運搬費用 ⑦	164円	182円	18円	⑥÷2,700ℓ×18ℓ
消費税 ⑧	16円	18円		10%
収集運搬手数料 (税込) ⑨	180円	200円		

可燃ごみ、不燃ごみの処理手数料の改定（案）について

種別	取扱い区分		単位	手数料（税込）				備考	その他	
				変更前	変更後	差引	改定率			
資源物（プラスチック製容器包装）	収集運搬及び自己搬入		指定袋大(45リットル) 1枚当たり	22円	22円	0円	据置き	減量化の促進のため据置きとする	分別への意識転換に期待	
			指定袋中(30リットル) 1枚当たり	16円	16円	0円	据置き	〃		
可燃性一般廃棄物	収集運搬分	家庭系	指定袋大(45リットル) 1枚当たり	52円	60円	8円	15.38%	処理費用の30%負担とする（将来的には50%）	※大は「10円単位」増額により排出量の抑制に期待	
			指定袋中(30リットル) 1枚当たり	31円	36円	5円	16.12%	〃		
			指定袋小(20リットル) 1枚当たり	26円	24円	△ 2円	△ 7.69%	〃		減額
	自己搬入	事業系	指定袋大(45リットル) 1枚当たり	105円	130円	25円	23.80%	処理費用の70%負担とする（将来的には100%）	増額により排出量の抑制に期待	
			家庭系	10kg当たり(10kg未満の端数が生じたときは、10kgとする。)	52円	60円	8円	15.38%		指定袋大と同額とする
			事業系	10kg当たり(10kg未満の端数が生じたときは、10kgとする。)	105円	130円	25円	23.80%		〃
不燃性一般廃棄物	収集運搬分	家庭系	指定袋大(45リットル) 1枚当たり	52円	60円	8円	15.38%	可燃性一般廃棄物と同額とする	※大は「10円単位」増額により排出量の抑制に期待	
			指定袋中(30リットル) 1枚当たり	31円	36円	5円	16.12%	〃		
			指定袋小(20リットル) 1枚当たり	26円	24円	△ 2円	△ 7.69%	〃		減額
	自己搬入	家庭系粗大ごみ	ステッカー 1枚当たり	524円	524円	0円	0.00%	据置きとする	将来的に回収方法等を検討する	
			家庭系	10kg当たり(10kgに満たない端数が生じたときは、10kgとする。)	52円	60円	8円	15.38%	指定袋大と同額とする	増額により排出量の抑制に期待
			事業系	10kg当たり(10kgに満たない端数が生じたときは、10kgとする。)	367円	420円	53円	14.44%	処理費用の70%とした場合、大幅に増となるため、家庭系自己搬入の改定率を引用する	
し尿	収集運搬 (住居、事業所とも)		1回のくみ取り量が90リットルまで	902円	1,001円	99円	10.97%	前回の見直し時と同様に、汲み取り業者と市の積算により、処理経費を算出し、18ℓ当たりの手数料を設定)	条例上の「収集運搬処分」とある名称を変更する	
			90リットルを超える場合、18リットル当たり(18リットルに満たない端数が生じたときは、18リットルとする。)	180円	200円	20円	11.11%			
	処理		18リットル当たり(18リットルに満たない端数が生じたときは、18リットルとする。)	0円	11円	11円	新設	処理費用(71円/18ℓ)の30%負担(将来的には50%)とし、新設による負担増の経過措置として当面の間、さらに50%程度減とする	新設(新市で)	

指定袋・持込等の受益者の変更後の負担額について

※年間の週を52週で設定。

パターン①

可燃ごみを指定袋大で週2回、不燃物を指定袋大で月に1袋、容器包装プラスチックを指定袋大で月に1袋搬出する世帯

	可燃ごみ袋 (2袋×52週)				不燃物袋 (1袋×12ヶ月)				容プラ (1袋×12ヶ月)				年間料金 合計	合計 差額
	使用枚数	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額	使用枚数	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額	使用枚数	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額		
現行	104枚	52円	5,408円	—	12枚	52円	624円	—	12枚	22円	264円	—	6,296円	928円
最終案		60円	6,240円	832円		60円	720円	96円		22円	264円	0円	7,224円	

パターン②

可燃ごみを指定袋中で週2回、不燃物を指定袋中で2ヶ月に1袋、容器包装プラスチックを指定袋中で1ヶ月に2袋搬出する世帯

	可燃ごみ袋 (1袋×52週)				不燃物袋 (1袋×12ヶ月)				容プラ (1袋×12ヶ月)				年間料金 合計	合計 差額
	使用枚数	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額	使用枚数	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額	使用枚数	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額		
現行	104枚	31円	3,224円	—	12枚	31円	372円	—	24枚	16円	384円	—	3,980円	580円
最終案		36円	3,744円	520円		36円	432円	60円		16円	384円	0円	4,560円	

パターン③

可燃ごみを指定袋小で週2回、不燃物を指定袋小で1ヶ月に1回、容器包装プラスチックを指定袋大で1ヶ月に2袋搬出する世帯

	可燃ごみ袋 (1袋×52週)				不燃物袋 (1袋×12ヶ月)				容プラ (1袋×12ヶ月)				年間料金 合計	合計 差額
	使用枚数	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額	使用枚数	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額	使用枚数	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額		
現行	104枚	26円	2,704円	—	12枚	26円	312円	—	24枚	22円	528円	—	3,544円	△ 232円
最終案		24円	2,496円	-208円		24円	288円	-24円		22円	528円	0円	3,312円	

パターン④

可燃ごみを100kgを月4回、不燃物100kgを月に1回持ち込む事業所

	可燃ごみ袋 (100kg×52週)				不燃物袋 (200kg×12ヶ月)				容プラ (事業所はなし)				年間料金 合計	合計 差額
	搬入量	持込料金	年間料金 小計	現行との 差額	搬入量	指定袋 料金	持込料金	現行との 差額	搬入量	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額		
現行	4,800kg	105円	50,400円	—	1,200kg	367円	44,040円	—					94,440円	18,360円
最終案		130円	62,400円	12,000円		420円	50,400円	6,360円						

し尿に係る受益者の負担額について

【生し尿汲み取り】

一世帯（5人家族）で、3ヶ月に2回汲み取り（1回あたり360ℓ）を行い、年 8回 計 2,880ℓ で試算

区分	単価（18ℓあたり）	計算式	年間負担額	合計
処理手数料	0円	—	0円	28,800円
運搬手数料	180円	$2,880\ell \div 18\ell \times 180\text{円} \div 28,800\text{円}$	28,800円	



区分	単価（18ℓあたり）	計算式	年間負担額	合計
処理手数料	11円	$2,880\ell \div 18\ell \times 11\text{円} \div 1,760\text{円}$	1,760円	33,760円
運搬手数料	200円	$2,880\ell \div 18\ell \times 200\text{円} \div 32,000\text{円}$	32,000円	
			合計 差額	4,960円

【合併浄化槽（*）】

5人槽の浄化槽を設置している家庭の場合 年一回の清掃時の汚泥採取量 1,620ℓ で試算

区分	単価（18ℓあたり）	計算式	年間負担額	合計
処理手数料	0円	—	0円	16,200円
運搬手数料	180円	$1,620\ell \div 18\ell \times 180\text{円} \div 16,200\text{円}$	16,200円	



区分	単価（18ℓあたり）	計算式	年間負担額	合計
処理手数料	11円	$1,620\ell \div 18\ell \times 11\text{円} \div 990\text{円}$	990円	18,990円
運搬手数料	200円	$1,620\ell \div 18\ell \times 200\text{円} \div 18,000\text{円}$	18,000円	
			合計 差額	2,790円

* 浄化槽の場合 → 市設置型と個人設置により負担は異なる。（市設置型は下水道使用料に含まれ、個人設置型は直接負担する）